

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 9 月 1 日 (金) 第 444 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧 (自然保護課取扱い) 1
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (森づくり推進課取扱い) 2
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令 (森づくり推進課取扱い) 3
- 令和 5 年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 5
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 6
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 7
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (4 件) (障害福祉課取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2 件) (障害福祉課取扱い) 8
- 養殖共済に係る一定の水域の設定 (水産振興課取扱い) 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 9

公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告 (自然保護課取扱い) 10
- 令和 5 年度砂利採取業務主任者試験公告 (商工政策課取扱い) 10
- 令和 6 年度鹿 児 島 県 測 量 ・ 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 業 務 入 札 参 加 資 格 審 査 の 申 請 期 間 等 に関する公告 (監理課取扱い) 11
- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 11
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (県立病院課取扱い) 12
- 一般競争入札公告 (2 件) (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 13
(県立北薩病院取扱い) 16

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 665 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第29条第 1 項の規定による特別保護地区の指定をしたいので、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案 (7において「指針案」という。)を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 特別保護地区の名称
宮之浦岳鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
屋久島森林管理署国有林93林班ほ及びイの各小班, 94林班は及びイの各小班並びに97林班の区域

- 3 特別保護地区の存続期間
令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで (10 年間)
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地
 - (2) 特別保護地区の指定目的
当該区域は、スギ、モミ、ツガ、ヒノキの針葉樹に混じって、常緑広葉樹のヤマグルマ、落葉広葉樹のハリギリ、ヒメシャラなど林相の変化に富む地域であり、サシバ、ズアカアオバト、ヤクシカ、ヤクシマザルをはじめ多様な鳥獣が生息している。また、屋久島の中央部に位置し、九州最高峰の宮之浦岳が存在する区域であり、渡り鳥の目標として重要な箇所となっていることから、昭和 48 年に鳥獣保護区に指定されたところであり、平成 5 年には、全域鳥獣保護区特別保護地区として保護がなされてきたところである。このようなことから、森林に生息する多種多様な鳥獣の保護を図るとともに、その生息環境の保全を図るため、第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき特別保護地区として引き続き指定することとしたい。
- 5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所
 - (1) 鹿児島県環境林務部自然保護課 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
 - (2) 熊毛支庁屋久島事務所農林普及課 (熊毛郡屋久島町安房 650 番地)
- 6 縦覧期間
令和 5 年 9 月 1 日から同月 14 日まで (2 週間)
- 7 意見書の提出等
 - (1) 意見書の提出
指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6 に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書の提出先
鹿児島県環境林務部自然保護課又は熊毛支庁屋久島事務所農林普及課

鹿児島県告示第 666 号

森林病虫害等防除法 (昭和 25 年法律第 53 号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和 5 年 9 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
鹿児島市、鹿屋市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、始良市、南種子町、徳之島町、天城町及び伊仙町の区域内に存する松林のうち次の区域 (「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 期間
令和 5 年 9 月 21 日から令和 6 年 3 月 21 日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
 - (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
 - (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和6年3月21日（木）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第667号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市，指宿市，西之表市，薩摩川内市，霧島市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町，錦江町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和5年9月21日から令和6年3月21日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し，又は管理する者は，当該松の樹木を伐倒して破砕するか，又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており，2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については，森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は，破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては，15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は，令和6年3月21日（木）までに，森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を，知事に提出しなければならない。

(4) 知事は，森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは，当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を交付する。

(5) 知事は，2に掲げる措置を行うべき松林を所有し，又は管理する者が，1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき，又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は，(5)に掲げる措置を行った場合において，その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(7) 1の(1)の区域内において松林を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積 ヘクタール	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積 立方メートル		
		本又は株				
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人 夫	人	円	円	
		薬 剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

鹿児島県告示第 668 号

令和 5 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和 5 年 9 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	123.75
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	330.32
川内川下流地区水源かん養保安林	806.66
出水地区水源かん養保安林	601.80
川内川中流地区水源かん養保安林	725.74
別府川～新川地区水源かん養保安林	536.77
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,237.26
肝属川地区水源かん養保安林	612.86
菱田川地区水源かん養保安林	224.99
大淀川上流地区水源かん養保安林	124.55
種子島地区水源かん養保安林	187.24
屋久島地区水源かん養保安林	1,748.98
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,049.84
計	8,310.74
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.16
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	33.96
川内川下流地区土砂流出防備保安林	11.08
出水地区土砂流出防備保安林	15.74
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.48
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	11.86
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	124.76

肝属川地区土砂流出防備保安林	6.78
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.56
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	88.88
それぞれの島地区土砂流出防備保安林	0.90
計	332.46
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	10.56
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	31.20
出水地区干害防備保安林	58.86
川内川中流地区干害防備保安林	3.58
別府川～新川地区干害防備保安林	3.77
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.28
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	14.19
計	182.28
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.48
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.40
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.78
合 計	8,913.26

鹿児島県告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町原字前嶽992番29・992番30（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第670号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 解除に係る保安林の所在場所
霧島市横川町中ノ字城山447番1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第671号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	整形外科松元病院	伊佐市大口里491番地2	令和5年8月18日から 令和8年8月17日まで
救急病院	垂水市立医療センター 一垂水中央病院	垂水市錦江町1番地140	令和5年8月18日から 令和8年8月17日まで

鹿児島県告示第672号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
始良しんさとクリニック	始良市池島町30番28	令和5年7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
ゆうゆう薬局甲突店	鹿児島市甲突町17番2号	令和5年7月1日	精神通院医療

ハルジオン薬局	鹿児島市上荒田町29番23号 M. SQUARE 1階	令和5年 7月1日	精神通院医療
ぴかり薬局	鹿児島市西田二丁目15番23	令和5年 7月1日	精神通院医療
有限会社中央調剤薬局	南さつま市加世田本町37番地 7	令和5年 7月1日	精神通院医療
I & H下こしき薬局	薩摩川内市下甕町手打字浜口 1018番	令和5年 7月1日	精神通院医療
マリン薬局米ノ津店	出水市明神町2357番地2	令和5年 7月1日	精神通院医療
クスノキ薬局むげ店	霧島市国分向花131-3	令和5年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第674号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社ジョイントライフ	宮崎県都城市梅北町9438番地	ナースケアみさき（美咲）	鹿児島市柳町12番12号ハイムJ 401号室	令和5年 7月1日	精神通院医療
一般社団法人ドリーム新社	鹿児島市荒田一丁目41-16	訪問看護C o c o	鹿児島市西千石町9番8号2F	令和5年 7月1日	精神通院医療
公益財団法人慈愛会	鹿児島市泉町1番15号	訪問看護ステーションわたりどり	大島郡徳之島町亀津5190番地	令和5年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
一般社団法人LIB	枕崎市妙見町167番地	訪問看護ステーションかるん	枕崎市桜山町249番地	令和5年 9月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
オーロラ薬局	薩摩川内市水引町3247-13	令和5年 7月1日	精神通院医療
串良調剤薬局	肝属郡東串良町川東3717-2	令和5年 7月1日	精神通院医療
すえひろ薬局朝日店	奄美市名瀬朝日町11番4	令和5年 7月1日	精神通院医療
すみよう薬局	奄美市住用町西仲間109番	令和5年 7月1日	精神通院医療
南部調剤薬局	大島郡瀬戸内町阿木名1975番地	令和5年 7月1日	精神通院医療
古仁屋調剤薬局	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊6番地	令和5年 7月1日	精神通院医療
マリン薬局	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西17番7	令和5年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
松元クリニック	伊佐市大口里494番地2	令和5年 9月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第678号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、同法第114条に規定する養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を別冊のとおり定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和5年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 平成30年9月1日鹿児島県告示第863号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (2) 令和元年8月30日鹿児島県告示第318号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (3) 令和2年3月27日鹿児島県告示第323号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (4) 令和2年4月24日鹿児島県告示第480号（養殖共済に係る一定の水域の設定）

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

北薩地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年9月1日

北薩地域振興局長 北菌育子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
タートル体力運 動能力開発ラボ TURTLE KIDS	薩摩川内市隈之 城町14番1	株式会社タート ルキッズ	薩摩川内市御陵 下町5番10号	深堀 二水	令和5年 8月1日	児童発達 支援
タートル体力運 動能力開発ラボ TURTLE KIDS SENDAI	薩摩川内市御陵 下町5番9号	株式会社タート ルキッズ	薩摩川内市御陵 下町5番10号	深堀 二水	令和5年 8月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 日時
令和5年9月28日（木）午後1時30分から
- 2 場所
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎本館2階第3会議室（熊毛郡屋久島町安房650番地）
- 3 案件
宮之浦岳鳥獣保護区特別保護地区（区域 屋久島町の一部，期間 10年間）の指定について

令和5年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和5年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の期日
令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,100円
- 6 受験手続
(1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、

撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

ウ 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

令和5年9月28日（木）から同年10月26日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和5年10月26日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

令和6年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和5年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 県内に本店を有する者

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）	令和5年10月2日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和5年10月31日の消印のあるものまで受け付ける。	8：30～12：00 13：00～17：15

2 県外に本店を有する者

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）	令和5年11月1日から同月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和5年11月30日の消印のあるものまで受け付ける。	8：30～12：00 13：00～17：15

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 9 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空間放射線量測定装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿 児 島 県 出 納 局 管 財 課 調 達 係
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 5 年 8 月 3 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富 士 電 機 株 式 会 社 九 州 支 社
福 岡 市 博 多 区 店 屋 町 5 番 18 号
- 5 落札金額
105,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 5 年 6 月 20 日

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 5 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 1 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

- 1 調達をする物品等の種類
物品（医療機器類）の購入
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿 児 島 県 告 示 第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿 児 島 県 出 納 局 管 財 課 調 達 係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和5年9月1日から同月11日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和6年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年9月1日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

磁気共鳴診断装置 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和5年9月1日から同月11日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和5年10月12日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月13日午前11時
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を

被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号 郵便番号 893-0013

電話番号 0994-42-5101

ファックス番号 0994-44-3944

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Magnetic Resonance Imaging System:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

As specified in the tender explanation form

- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 12 October 2023
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
General Affairs Division
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
1-8-8 Fudamoto, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan
TEL 0994-42-5101
FAX 0994-44-3944

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年9月1日

県立北薩病院長 田中修也

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
ガンマカメラ 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 5 年 9 月 1 日から同月 11 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立北薩病院総務課

伊佐市大口宮人 502 番地 4 郵便番号 895-2526

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和 5 年 10 月 12 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 10 月 13 日午前 11 時

イ 場所 県立北薩病院講堂（2 階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契

約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立北薩病院総務課

伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

電話番号 0995-22-8511

ファックス番号 0995-22-6783

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Gamma Ray Camera Device:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Hokusatsu Hospital
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 12 October 2023
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
General Affairs Division
Kagoshima Prefectural Hokusatsu Hospital
502-4 Ookuchimiyahito, Isa City, Kagoshima Prefecture 895-2526 Japan
TEL 0995-22-8511
FAX 0995-22-6783